

津軽海峡遠泳連盟 遠泳（単独泳）公認ルール同意書

津軽海峡遠泳連盟 遠泳（単独泳）公認ルール

基本方針

- ・このルールは、津軽海峡遠泳（単独泳）に適用される。
- ・本ルールに定めるもののほか、記載のない事項については会長が別に定める。
- ・その他不明点がある場合は、連盟に助言を求めることができる。

1. 遠泳スタート及びゴール地点

スタート地点: 青森県中泊町小泊権現崎

ゴール地点: 北海道松前郡福島町付近

※ゴール地点の正確な場所は問わない。

2. 遠泳可能時間

実施当日の日の出から日の入りまでの間に限り実施可能。

※日の出・日の入時間は国立天文台発表時間を原則とする。

3. スタート及びゴール

【スタート】

- ①小泊漁港から船でスタート地点に近づき、日の出に合わせて泳者は入水。
- ②小泊権現崎の岩壁に接近し、オブザーバーのホーンの合図によりスタート。
- ③複数の泳者がいる場合、スタート順は実施期間初日の前日に希望を聞き取り、事務局にて決定。

【ゴール】

- ①自然の環境下で身体の一部が水から出た時点をゴールとする。
- ②ゴール地点は、消波ブロックなどの人工物を極力避ける。
- ③岩礁など、その向こうに海面がある場所はゴール地点とはならない。
- ④例外: 岩の向こうが港などの管理者がいる海域においては、近くの岩や消波ブロックにタッチしてゴールする。

※これらすべては船長・オブザーバーの判断により、オブザーバーのホーンの合図にてゴールとする。

4. 使用可能な装備

【水着】

- ①肩および膝下が露出しているものに限る。
- ②1枚または2枚を着用できるが、重ね着はできない。
- ③素材は化学繊維とする。

※禁止事項: 速度、浮力、保温性、または持久力を助ける可能性のある装置または水着（ウェットスーツ、水かき手袋、パドル、フィンなど）は使用できない。

【ゴーグル・スイムキャップ】

- ①それぞれ1つまでとする。
- ②スイムキャップの素材は、メッシュ、シリコンまたはラテックス製とする。

【その他】

- ①鼻栓、耳栓、ラノリン・ワセリン等の潤滑剤は使用を認める。
- ②MP3プレーヤーやその他電子音響機器は、安全上の理由がある場合を除き、使用できない。

※事前確認

オブザーバーは、実施期間初日の前日に、水着とスイムキャップが上記の承認されたものであることを確認する。

5. 伴走船

伴走船・乗員（船長、副船長、オブザーバーなど）は、連盟が指定および指名する。

6. 伴泳

- ①オブザーバーの許可により1名のみ可能とする。
- ②タイミング：遠泳開始3時間経過後から最大1時間までとする。
- ③再伴泳：1回目の伴泳（退水）後、2時間以上経過してからとする。
- ④ルール

- ・伴泳者は横を並泳し、直接的な接触は禁止。
- ・その他の事項はオブザーバーの指示に従うこと。

※ 重度のアクシデント発生時には、2人までの伴泳を許可。

7. 補給食の方法と制限

- ①方法: 補給は、伴走船から道具を用いた間接補給のみ認める。
- ②内容:
 - ・補給物は、水状、ゼリー（半ねり）状、固形状とする。
 - ・補給内容は、事前にオブザーバーへ報告する。
- ③制限:
 - ・アルコール、薬物（スポーツの精神に反するドーピング）は禁止します。
 - ・補給は短時間で終える。
 - ・船長は、潮の流れや安全上の理由で補給の中止を指示することができる。

8. 遠泳終了条件および中止要件

【遠泳成功】：本ルールを遵守し、北海道へ到達した場合。

【遠泳失敗（中止）】

以下のいずれかに該当した場合、「遠泳失敗（中止）」となる。

- ①意図・偶発を問わず、泳者が伴走船、船員、伴泳者等と身体的に接触した場合
- ②規定時間外の伴泳、直接的な接触など、伴泳に関するルール違反があった場合
- ③補給時、泳者が船体に触れたり、手渡しにて直接の補給を行った場合
- ④船長が、天候悪化・海象の急変・泳者の健康状態悪化等により、続行が危険と判断した場合または、完泳を不可能と判断した場合。
- ⑤泳者が自主的にリタイアを申し出た場合
- ⑥その他、オブザーバーがルールに著しく反すると認定した行為があった場合

※終了及び中止となった場合は、速やかに小泊漁港へ帰港する。

9. 完泳証および記録

「遠泳成功」者には、完泳証およびスイムログを「遠泳失敗」者で希望者には、スイムログを郵送する。

私は、上記ルールの内容を理解し、同意したうえで、津軽海峡遠泳を希望し、下記に署名します。

日付 年 月 日 署名